



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
5月2日  
号外(3)  
月曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 条 例

※滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する  
条例(市町振興課) ..... 2

## 公布された条例のあらまし

### ○ 滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 選挙運動用自動車の使用のための公費負担限度額を次のとおり改正することとしました。(第4条関係)

- (1) 選挙運動用自動車の借入れ 選挙運動用自動車として使用された各日の料金を16,100円(現行15,800円)に引き上げることとしました。
- (2) 選挙運動用自動車の燃料の供給 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金を7,700円(現行7,560円)に候補者の届出のあった日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に引き上げることとしました。

2 選挙運動用ビラの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとしました。(第8条関係)

- (1) ビラの作成枚数が50,000枚以下の場合 7円73銭(現行7円51銭)に引き上げることとしました。
- (2) ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 5円18銭(現行5円2銭)に50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に386,500円(現行375,500円)を加えた金額をビラの作成枚数で除して得た金額に引き上げることとしました。

3 選挙運動用ポスターの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとしました。(第12条関係)

- (1) ポスター掲示場の数が500以下の場合 541円31銭(現行525円6銭)にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円(現行310,500円)を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額に引き上げることとしました。
- (2) ポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭(現行27円50銭)に500を超える数を乗じて得た金額に586,905円(現行573,030円)を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額に引き上げることとしました。

4 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

## 条 例

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第33号

**滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

第12条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

**付 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。